

飯塚市障がい者活躍推進計画に基づく取組の実施状況報告書

5 目標				R7年度実績		
		(1) 採用に関する目標				
		①実雇用率	【機関】 ・飯塚市 ・飯塚市教育委員会 ・飯塚市企業局 【目標】 ○ 毎年6月1日時点の障がい者雇用率を法定雇用率以上の確保 (参考) 令和6年6月1日時点の実雇用率 ・飯塚市：2.8％ ・飯塚市教育委員会：3.04％ ・飯塚市企業局：1.92％ ※法定雇用率以下でも法定雇用率から算出した雇用人数が満たされていれば法定雇用率を満たしていることとなります。教育委員会及び企業局は各1名の雇用により法定雇用率を満たしている計算となります。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。	法定雇用率：2.8% 令和7年6月1日時点の実雇用率 ・飯塚市：3.11％ ・飯塚市教育委員会：1.63％ ・飯塚市企業局：0.00％		
(2) 体制整備に関する目標						
		①推進体制の整備	【機関】 ・飯塚市 ・飯塚市教育委員会 ・飯塚市企業局 【目標】 ○ 障がいのある職員の配置・採用に関する検討を行う「障がい者雇用推進チーム」の継続 【機関】 ・飯塚市議会 ・飯塚市監査委員 ・飯塚市農業委員会 【目標】 ○今後、障がいのある職員の配置・採用に関する検討を行うために、業務の抽出や職員からの意見を聴取するなどの推進を図る。	令和2年9月障がい者雇用推進チーム設置済		
6. 取組内容						
(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備						
	①組織面	○障がい者雇用推進者として人事課長を選任する（令和元年12月5日に選任済）。	選任済（継続）			
		○障がい者雇用推進者、人事担当部署の責任者等を構成員とする「障がい者雇用推進チーム」を設置する。（令和2年9月設置済）	障がい者雇用推進チーム設置（継続）			
		○「障がい者雇用推進チーム」で障がい者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を行う。	障がい者雇用推進チームにおいて本計画の実施状況の点検等を行った。			
		○組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、障がい者雇用推進チーム、障がい者職業生活相談員、職場適応支援者、支援担当者等）を整備し、役割分担及び各種相談先を整理する。	人的サポート体制の充実を図る支援担当者配置までには至っていない。			
		○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。	所属課に障がい者職業生活相談員を配置し、障がいのある職員の人事管理を行った。			
	②人材面	○障がい者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）については、障がい者職業生活相談員資格認定講習など必要な研修や講習を受講する。 ○障がい者が配属されている部署の職員を中心に「精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座」などの研修や講習の受講案内や、職員同士の情報交換を行うなど障がい者雇用に関する課題等の認識を深める。		人事担当部署において、障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講した障がい者職業生活相談員を選任済 継続して、障がい者が配属されている部署等に講習等の案内や周知を行った。		
(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出						
	①職務選定等	○現に勤務する障がいのある職員や今後採用する障がい者の能力も踏まえ、適宜、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○人事評価等の面談時に障がいのある職員と業務の適切なマッチングができているかを確認し、必要に応じて検討を行う。		障がいのある職員に対して意見等を聞き、業務状況や体調把握等を把握を行った。 人事評価面談等の際に業務のマッチング状況についての確認を各所属にて行った。		
(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理						
	①職務環境	○基礎的環境整備として、各施設のバリアフリー化に努めるとともに、障がいのある職員の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。	筑穂支所において、多目的トイレやスロープなど、施設設備として備わっており、市民・職員共に活用した。また、階段手摺の点字標識の劣化について、修繕を完了した。			
		○なお、措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。	実績なし			
		○障がいのある職員と意見交換等を行い、必要な支援等を確認して、業務上の環境整備を行う。	障がいのある職員と意見交換等を行い、障がいの特性に応じた業務及び環境整備に努めた。			
	②募集・採用	○大学生、特別支援学校の生徒、就労移行支援事業所の利用者等を対象としたインターシップの実施を検討する。	直方特別支援学校より、令和7年8月5日～6日に3名、令和7年8月19日～20日に4名のインターンシップを受け入れた。			
		○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障がい者、精神障がい者及び重度障がい者の採用に努める。 ○一般就業への就労支援を目的として非常勤職員等の雇用形態における採用を行う。	新規採用職員試験において障がい者試験区分を設けたが、合格者はいなかった。 チャレンジ雇用による会計年度職員3名を雇用した。			
		○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。	募集・採用に当たって、禁止した取扱事項については行わない運用をしている。			
		③働き方	○時差出勤・早出遅出制度、短時間勤務制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの特別休暇の利用を促進する。	早出遅出勤務を推進した。 時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの特別休暇の利用を促進した。		
		④キャリア形成	○本人の希望を面談等により把握し、各職種で求められる技能等も踏まえ職務選定を行う。	会計年度職員（チャレンジ雇用）について面談等を行い本人の意向や障がい特性に応じた業務の把握・選定を行った。		
	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修や職業能力の開発・向上に関する研修等の教育訓練を実施する。		所所内職員研修において実施をした。			
	⑤その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障がい者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。	定期的な面談の設定及び必要に応じて面談を実施し状況把握、体調配慮を行った。 実績なし 実績なし			
7. その他						
		①その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○障がい者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売の場を提供する。		障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針を定め、発注等に取り組んだ。（調達実績8,402,203円） 庁舎等において、物品販売の場を提供した。 ※本庁：5施設が販売を実施。 筑穂支所：1施設が販売を実施。 幸袋交流センター：1施設が販売を実施。 颯田交流センター：1施設が販売を実施。	